

## 岐阜県登山届出促進検討会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 火山災害の発生を受け、登山者に活火山登山の危険性に関し高い意識を持っていただくため、過度に規制コストをかけることなく高い実効性を有し、かつ、公平な規制のあり方についての検討を行うため、岐阜県登山届出促進検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、危機管理部長が依頼する。

- (1) 登山関係者
- (2) 山岳救助関係者
- (3) 観光業関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市町村関係者

### (座長及び副会長)

第3条 検討会議に座長一人を置き、危機管理部長が指名する。

2 座長は、検討会議の進行を行うものとする。

### (会議)

第4条 検討会議は、危機管理部長が招集する。

### (庶務)

第5条 検討会議の庶務は、岐阜県危機管理部防災課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は危機管理部長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年10月31日から施行する。